

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針(第2期)」(大阪府公共施設等総合管理計画)【案】に対する府民意見等と大阪府の考え方について

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針(第2期)」(大阪府公共施設等総合管理計画)【案】について、次のとおり府民からご意見等を募集し、これに対する大阪府の基本的な考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

募集期間：令和8年2月9日(月曜日)から令和8年3月10日(火曜日)

募集方法：インターネット(電子申請)、郵便、ファクシミリ

募集結果：1名から1件の意見提出がありました。

意見等の内容	大阪府の考え方
<p>■修正すべき箇所</p> <p>20頁「第3章第3節(2)③ 計画的な更新(建替)」において、「現在保有する建物の多くにおいては「築後70年」以上を目安として使用せざるをえない。ただし、更新時期の集中を回避するとともに、『行政ニーズに的確に対応する』観点から、各建物においては、築後70年に関わらず柔軟に検討し、必要な建物について計画的に更新を進める。」</p> <p>■修正すべき内容</p> <ul style="list-style-type: none">行政ニーズという言葉は抽象的であり、70年未満での建て替えの要否を判断する条件としては不適切である。条件として、具体的に何に対応するのかを府民にわかりやすく示すべき。修正ができないのであれば、その理由を本意見への回答として公表すべき。 <p>■意見</p> <p>府有施設の老朽化について、強い問題意識を持っている。</p>	<p>本方針の「計画的な更新(建替)」については、下記のア)を前提に、お示しの老朽化も含めて、観点イ)～オ)から、築後70年に関わらず柔軟に検討するという基本的な考え方を示すものです。</p> <p>施設に求められる行政ニーズや施設が提供すべき行政サービスは、施設種別により異なり一律に示すことが困難であることから、具体的な更新(建替)の検討にあたっては、各施設所管部局が社会情勢の変化等を踏まえ検討を行った上で策定する建替計画等を基に協議し、府としての方針を決定することとしています。</p> <p>以上の趣旨から、原文のままとさせていただきます。</p> <p>【前提】(第3章第3節P20「(2)②総量最適化・有効活用」より)</p> <p>ア)本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等、今後の社会情勢の変化を踏まえた施設の必要性、規模・水準、府内における相互の施設配置等を確認し、施設の統合・集約化、建替、廃止等により施設保有量の縮減及び最適化を図る。</p>

去る令和7年9月大阪府議会において、自由民主党の質問に対し、「施設の建て替えについて築七十年以上という目安は、今後も建物を使用する期間として継続するものの、七十年にこだわらず柔軟に対応していくことを想定しており、施設所管部局と共に丁寧に検討、協議をしながら、府として建て替えの判断をしていく」と回答していた。

そのやりとりにより、府有施設の老朽化対策について解消されると大きく期待し、今回の大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）を見て愕然とした。

しかしながら、上記指摘のとおり、70年未満での建て替えの可否を判断する条件が非常に抽象的である。この行政ニーズとはなんなのか。行政側のニーズなのか、行政に求められるニーズなのか。一般的には後者で解されることが多いのだと思うが、それであれば府民は「建て替えてほしい」というニーズを強く持っているのだから、70年を待たずして建て替えを行うべきである。

この行政ニーズという言葉をより具体的に示し、府民にどのようなニーズがあれば、70年未満での建て替えの対象となるのか、示していただきたい。

【観点】（第3章第3節 P20 「(2)③1)更新(建替)にあたっての検討」より）
イ)劣化が著しい場合や物理的な狭隘の度合が著しく高い場合で、更新をしなければ、通常の維持・修繕を加えても安全性や府民サービスの確保が困難なことが見込まれる場合は、優先的に検討

ウ)（施設種別ごとの視点も含めて）施設が提供すべき行政サービスの特性に応じた機能、便益の低下状況、民間との競合性等を勘案

エ)他の施設への集約化や国・府内市町村の施設への移転、民間施設の利用等の代替策についても検討

オ)将来の利用需要に応じた適正規模・配置変更、機能向上・転換等、多角的な要素について検討